

◎開会及び開議の宣告

○石山米男 議長 ただいまから平成22年第4回横手市議会8月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

監査委員から定期監査報告書及び例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎会議録署名議員の指名

○石山米男 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番土田祐輝議員、12番高橋大議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○石山米男 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎報告第18号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第3、報告第18号専決処分の報告について報告を求めます。平鹿地域局長。

○眞田正照 平鹿地域局長 ただいま議題となりました報告第18号専決処分の報告につきまして、説明を申し上げます。

2ページの専決処分書をご覧いただきたいと思えます。

本案は、地方自治法の規定により、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたのでご報告するものであります。

内容でございますが、事故の発生日時は平成22年5月11日午後2時5分ころであります。事故の発生場所は、横手市赤坂字仁坂6番地11地先、国道107号線上でありまして、被害者の方につきましては記載のとおりでございます。

事故の概要であります。平鹿地域局産業建設課非常勤職員がアスファルトプラント敷地から4トンダンプにアスファルト鋼材を積みまして、平鹿方向に向かうため国道に右折進入したところ、横手方向から走行してきました被害者の車両と接触し、バンパー等を破損させたものであります。

事故における過失割合は、市側が70%、相手側は30%でございます。損害賠償額は、12万776円で、

相手側車両の修理代の70%相当額でございます。これにつきましては全額、全国市有物件災害共済会の賠償保険で対応するものであります。

改めておわびを申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第18号の報告を終わります。

◎報告第19号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第4、報告第19号専決処分の報告について報告を求めます。教育指導部長。

○永沢弘 教育指導部長 ただいま議題となりました報告第19号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の規定によりまして、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたのでご報告するものであります。

その内容について申し上げますので、4ページをご覧ください。

事故の発生日時は平成22年5月26日午前10時30分ごろ。発生場所は横手市横手町字六ノ口41番地2地先、市道六ノ口団地1号線十字路交差点であります。被害者は記載のとおりであります。

事故の概要ですが、教育指導部教育指導課職員が、7月に来日するALT、外国語指導助手のことであります、ALTの住居を探すため、公用車を運転し、一時停止等の標識のない十字路交差点を通過しようとした際、左方向から直進してきた被害者の車両と衝突し、当該職員の車両左側面部と被害者車両の前面部を破損させたものであります。

双方の過失による事故扱いとなりまして、事故における過失割合は市が60%、被害者側が40%であります。損害賠償額は6万7,064円であります。損害賠償額につきましては全額、市が加入しております全国市有物件災害共済会の賠償保険で対応するものであります。

改めましておわび申し上げ、報告するものであります。よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第19号の報告を終わります。

◎報告第20号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第5、報告第20号専決処分の報告について報告を求めます。雄物川地域局長。

○柴田清治 雄物川地域局長 ただいま議題となりました報告第20号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、物損事故によります損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分いたしましたのでご報告するものであります。

内容であります、6ページをご覧ください。

事故の発生日時であります、平成22年7月3日午後3時30分。場所は横手市雄物川町深井字深井、雄物川河川公園内であります。被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります、市主催の雄物川消防訓練大会中において、突然の雷と強風を伴った大雨が降りまして、その強風によりテントが飛ばされ、駐車していた軽トラックのフロントガラスに当たりまして、損傷をさせたものであります。

損害賠償額であります、8万2,005円で、事故の過失割合は、市が100%となっております。なお、損害賠償につきましては、全額、全国市長会市民総合賠償保険で補てんされるものであります。

大変申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。13番小沢議員。

○13番（小沢秀宏議員） 当日は私も行ってございまして、物すごい雨と風で大変だったということは認識しています。それでちょっとお尋ねしますけれども、この河川公園の駐車場ですけれども、相当範囲が広いわけですね。たまたまテントが飛ばされて当たったということですね、この駐車場近辺のところには立ち木もあります、もし、立ち木が倒れて壊れた場合も対象になるかどうか、そういうことを1つお尋ねしたいと思います。

○石山米男 議長 雄物川地域局長。

○柴田清治 雄物川地域局長 今回のこの全国市長会市民総合賠償保険、これで補てんされるわけですが、この保険の趣旨は、市の事業や行事等で事故が起きた場合に、この保険から支払われるものでありまして、立ち木等、市の土地に立っている立ち木等で倒れて破損させた場合も適用になると思います。

○石山米男 議長 いいですか。ほかに質疑ありませんか。29番高橋議員。

○29番（高橋勝義議員） 毎回のようにこういう報告があるんですが、これが日常的に多いのか少ないのか、あるいはこのぐらいが当たり前なのか。それともう1つは、自治体の保険なんですけれども、普通我々の保険は1回こういう事故があると、掛金が3割から5割上がってくるわけなんですけれども、自治体のこうした保険は保険料が上がらないのか。それともう1つ、たまたま総務文教常任委員会で四日市を訪問する機会がありました。四日市市では、リスクマネジメントシステムというのがあって、こういう事態があったとき、その課がボランティアとして、例えば市役所の周りのごみ拾いをするとか、そういうことをしているそうでもあります。市ではそういう何かあるのかないのか、その辺。

○石山米男 議長 財務部長

○柴田恒宏 財務部長 事故の件数でございますけれども、今年に入りまして事故件数は若干増加しているというふうに認識してございます。それから、保険料ですけれども、事故の有無にかかわらず保険料の増減はこの共済に関してはございません。それから、事故を起こしたということで、その課全体でもってボランティア活動をするというような行動につきましては、現在のところ当市ではとってございません。

以上でございます。

○石山米男 議長 29番高橋議員。

○29番（高橋勝義議員） わかりました。これはこういう状態でずっとやっていると、例えば、いくら事故を起こしても普通にただ市のほうで弁償してくれるんだ、そういう認識しかないわけなんです。これはある程度何かの機会をもって改めるとかしないと、できないと思うんですが、そういう考えはないんですか。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 大変車両事故等々多く発生しております。申しわけなく思っております。さまざまな機会をとらえて、職員には周知を図っているところでありますけれども、何と申しましょうか、非常に悩ましい問題であるというのは、認識はいたしています。いずれ、今までのようなやり方でもいいのか悪いのか、あるいはもっと有効な手段、方法があるのかないのか含めて、事故等の発生を抑制する手段、方策を講じてまいりたいというふうに思います。これから、種々検討を重ねていきたいと思しますので、ご理解をいただきたいと思います。

○石山米男 議長 ほかに質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第20号の報告を終わります。

◎報告第21号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第6、報告第21号専決処分の報告について報告を求めます。教育指導部長。

○永沢弘 教育指導部長 ただいま議題となりました報告第21号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の規定によりまして、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたのでご報告するものであります。

その内容について申し上げますので、8ページをお開きください。

事故の発生日時であります。平成22年6月21日午後4時15分ころ、発生場所は横手市十文字町鼎字村尻1番地1、十文字学校給食センター駐車場内にあります。被害者は記載のとおりであります。

事故の概要ですが、十文字学校給食センター非常勤職員が、当給食センター駐車場内でごみ処理作業

のため公用車を後進させた際、後方確認が十分でなかったため、駐車していた被害者の車両の後部に接触し破損させたものであります。

損害賠償額は19万4,200円であります。事故における過失割合は、市が100%であります。損害賠償額につきましては全額、市が加入しております全国市有物件災害共済会の賠償保険で対応するものであります。

その後の経過であります。先ほど報告しました5月の車両事故の際にも、教育指導課長より当事者に嚴重注意し、あわせて教育委員会各課長、所長より職員へ注意喚起をしたところでありましたが、事故が続いたこともあり、教育委員会職員全員に公用車、私用車を問わず、いま一度交通安全を徹底するようメールで呼びかけて再発防止に努めているところであります。大変申しわけございませんでした。

改めましておわび申し上げ、報告するものであります。よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第21号の報告を終わります。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第7、承認第10号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第10号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました承認第10号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案集の10ページ、11ページをご覧くださいと思います。

本案は、国の児童扶養手当法の一部改正により、これまでの母子家庭世帯に加え、本年8月1日より、父子家庭世帯にも児童扶養手当が支給されることに伴い、市独自の父子家庭児童養育手当の支給を7月までとし、横手市父子家庭児童養育手当支給条例を廃止する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会にご報告し、承認を得ようとするものでございます。

内容でございますが、市独自で父子家庭世帯に対し、児童1名につき月額5,000円、2人以上の場合につきましては、1人につき2,000円を加算して、養育手当として支給してきたところでございます。

今回の法改正での父子家庭への支給要件も、そしてまた、市のこれまでの支給制度と同様でございますし、手当額も児童1人の場合は、4万1,720円、2人目は5,000円、3人目以降につきましては、1人につき3,000円の加算がされる内容となっております。

また、所得制限が設けられておりますが、市独自制度の支給額を下回ることのないことから、支給条例を廃止することとしたものでございます。

なお、本案の専決処分としました点につきまして、改めておわび申し上げ、説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。4番土田議員。

○4番（土田百合子議員） 所得制限はどのくらいなのか教えていただけますか。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 所得制限の内容でございますが、これまでの母子家庭世帯と同様の所得制限でございます。全額支給、いわゆる全部支給に当たりましては、所得額とそれから収入額の制限枠がございます。1人の扶養者の場合につきましては、所得額が57万円、収入額で130万円、それから子どもお2人の場合でございますが、所得額が95万円、収入額が171万7,000円、この金額を超えますと、一部支給停止というふうな形になってございます。

以上でございます。

○石山米男 議長 4番土田議員。

○4番（土田百合子議員） そうすると、横手市ではこれまで5,000円、独自で支払われていた方々は、全部対象になるということなのでしょうか。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 私どもの推計といいますが、試算によりますと、3人のお子様をお持ちの方もございますので、その方々については最高額9,000円であったわけでございますが、9,000円を下回るということはございませんでした。そういう形でこれまでの対象者すべて、現行の額を上回る支給額となるというふうに確認したところでございます。

以上であります。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第10号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第8、承認第11号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました承認第11号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成22年度横手市一般会計補正予算（第2号）につきまして、平成22年7月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますけれども、議案書13ページ、次のページの補正予算書をご覧ください。

1ページ目、第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,041万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ505億7,225万4,000円に定めたものでございます。

補正の内容でございますけれども、6ページをお開き願います。

8款土木費、5項1目建築住宅総務費に住宅リフォーム補助事業費として、7,000万円を計上しております。これは平成22年度住宅リフォーム補助事業が7月21日までで当初予算額に達し、申し込みを終了したところでございましたが、補助申請締め切り後も多くの市民から事業の継続要望が寄せられたことや、市と一体となって事業を進めております県のリフォーム補助事業について事業費を大幅に増額補正することが記者発表されたことなどにより、事業を継続実施することとしたものでございます。

なお、平成22年度住宅リフォーム補助事業に関しましては、今回の補正予算を上限といたしまして、補助事業を終了する予定でございます。

次に、11款災害復旧費、1項1目農業施設災害復旧費に、農地及び農業用施設災害復旧事業費として581万2,000円を計上しております。これは7月3日と7月24日に、雄物川地域や大森地域で発生した豪雨による災害に対しまして、その災害復旧事業の補助申請を行うための設計委託料を補正するとともに、小規模農業施設災害への補助金を計上したものでございます。同じく2項1目道路橋りょう災害復旧費

に1,160万4,000円を計上しております。これも7月24日に発生した豪雨による雄物川地域や大森地域などの二井山上溝線ほか11カ所の道路災害に対し、その仮復旧の経費などを補正したものでございます。

次に7ページでございますけれども、同じく2項2目河川災害復旧費に300万円を計上しております。これも同様に、7月24日に発生した豪雨による大森地域の寄木川、七滝川などの河川災害に対しまして、その復旧のための経費を補正したものでございます。

歳入では、5ページをご覧ください。

19款の繰越金に9,041万6,000円を計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。19番遠藤議員。

○19番（遠藤忠裕議員） 今、ご説明いただいた中の、いわゆる住宅リフォームの補助事業、大変地域での評価も高いようでございまして、今回補正されてよかったなと思っております。ただ、当初予算でおかれまして8,000万円が、私もこんなに早く消化されるとは思ってありませんでした。ただ、その結果、市民の皆様にも、大変その状況がわかりにくいという中で、当初の締め切りだったというふうな感じを受けておるわけでございます。地域の経済効果にも大変貢献はされているし、業者の皆さんも幅広く業種の方々がおられるという中で、大変評価の高い施策の1つであったと、五十嵐市長にとっては大変点数の上昇した事業じゃないかというふうにも思っております。ただ、さっき申し上げましたとおり、この補正された7,000万円のこれからの、いわゆる最終段階のあり方をどのような形で市民の皆さんにご理解いただいて、幕引きをするおつもりなのか、その手段をまずお聞きしたいと思っております。

○石山米男 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまのご指摘の点でございます。当初につきましては、なかなか市民の方々に、期限がわかりづらい形で終わってしまったというので、大変申しわけなく存じております。今回の7,000万円につきましては、これまでの7月までの状況を見ますと、月約2,000万円ほどの補助が出ております。ということでございまして、約3カ月半、11月の半ばほどまでは、この春のペースが続きますと、その時点で予算のほうは満了になるのではないかと考えておりました、その直前ではなくて、やはり早目早目にその辺の予算の執行状況を市民の皆様にお知らせしながら、期限等につきましてもお知らせしながら、この後対応してまいりたいと思っております。

よろしくどうぞ、お願いいたします。

○石山米男 議長 19番遠藤議員。

○19番（遠藤忠裕議員） それからですね、大変私気になっておるのは、先ほど説明の中で、これが最終だと、最終補正だというような限定されました。ただ、今よく言われておるのが、景気の2番底があるんじゃないかと、この年末にかけてそういうことが起こり得る可能性も非常に示唆されております。そういう中で、これほど経済効果を発揮されている状況のものを、今から断定していいのかなという心配がございまして。県のほうでも2次補正という形で今回なされたようですが、その状況判断次第におい

ては、やはりこういう景気対策に必要なものは打ち出していくという姿もあるべきではないのかという
ような気もしております。そういう意味で、こういう断定された言い回し方で、こういう補正のあり方
を語っていいのかなという気がいたしますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 景気対策に市の予算でどこまでできるか、迫れるかというのは大変難しく、また、
苦しいところがあるわけでございます。昨年大変好評でありましたので、今年も取り組んだわけであり
ますが、市民の皆さんのこのリフォーム事業に対する意識も少しずつ変わってきているかなというよう
なアンケート結果もございます。そんなこともありまして、私は7,000万円の追加の専決をさせていただ
いたところでございます。額面どおり建設部長が申し上げましたとおり、前期の動きがそのまま推移
すれば11月半ばということになるかと思いますが、しかしそれは、全くそうなるかどうかかわからない
ことでもございます。いずれにいたしましても、来年においても景気が一気に好転するとは、到底考え
られない現況でございますので、来年度当初においてどんな地域の景気刺激策がとれるかどうか、財政
状況とよく勘案しながらですね、市として何ができるか、国は何をする、県は何をする、その辺の情報
もよくとりながら、トータルでできることをやはり視野に入れなければいけないだろうというふうに思
っています。そういう視点を持ちながら、我々今年度も暮らしていかなければならないだろうと思いま
す。今の時点で、この補正について、その先についての答弁はできませんけれども、そういう考え方を
持っていることをご理解いただきたいと思います。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。2番佐藤議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 委員会が付託にならなかったものでちょっと確認ですけれども、それぞれの財源
ですけれども、今回すべて一般財源ということであります。これは、その後で国から特別交付金なり、
さまざまな形でそれぞれ入ってくるものなのかどうか、これを確認したいと思います。特に、最初のお
話にあった住宅リフォーム事業ですけれども、こちらは昨年は国の特別な景気対策ということで、特交
で入ってきたと思うんですけれども、こういう見込みというものはどうなっているのかという点と、あ
と災害復旧につきましては、どの程度国から交付金で入ってくる見込みなのか、その点についてお尋ね
いたします。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 住宅リフォーム事業につきましては、今年度は一般財源で実施しておりまして、
当初予算につきましても、それから今回の補正につきましても一般財源で対応するというので、今後、
国の動向はわかりませんが、まず、22年度についてはすべて一般財源で対応しているという状況
でございます。それから、災害復旧事業につきましても、これは仮復旧というようなものと、それから
補助申請のための委託料等ございまして、これにつきましては、本復旧になりますと、補助金、それ
から起債など対応できますけれども、今回の部分については仮復旧分でございますので、一般財源で対
応しているということでございます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第11号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号は承認することに決定いたしました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第9、議案第104号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 それでは議案第104号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げたいと思います。

14ページをご覧くださいと思います。

本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本年度から建築に着手いたします横手明峰中学校建築工事の工事請負契約につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

工事名は西部地区中学校統合事業横手明峰中学校建築工事の建築本体工事でありまして、工事場所は横手市大雄字藤巻地内であります。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は22億340万4,000円、契約の相手方は横手市大町5番19号、伊藤・横手・東翔・藤井西部地区中学校統合事業横手明峰中学校建築工事特定建設工事共同企業体、代表者伊藤建設工業株式会社、代表取締役齊藤實氏であります。

なお、指名業者の数は、市内JV3社、予定価格は22億2,600万円で落札率は98.98%となっております。

本体工事は、平成24年3月に雄物川中学校、大森中学校、大雄中学校を廃止し、同年4月に横手明峰中学校を設置する学校統合に向けて行われるものであります。

概要を申し上げますと、鉄筋コンクリートづくり3階建てで、延べ床面積1万2,421.13平方メートルで、校舎、体育館、武道館一体型の建物となっております。

なお、本工事の工期は平成24年2月24日までであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○石山米男 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） 今さらというふうな思いもありますけれども、土地、敷地の面積問題は論外といたしましても、トラックが、陸上競技トラック300メートル、何で今どき300メートルのトラックなのかと、その理由と再考できるかできないのかについて質問いたします。

○石山米男 議長 教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 管理上の問題と、それから、何と申しますかな、必要性の問題で、300メートルと判断しました。今回、この話とはまた別なんですけれども、横手地区に関しては400メートルを考えたというふうに思っていますけれども、今の明峰中学校に関しては300メートルでまず判断させていただいたという状況です。

○石山米男 議長 30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） 今、部長は必要性の問題と言いましたけれども、横手市で2番目に規模の大きい中学校になります明峰中学校です。これからもまた、横手地区に3つの統合中学校ができるわけですが、今どき300メートルではないだろうと、やっぱり400メートルが一般的に通用するトラックではないのかなと、こんな思いもいたしておりますし、300メートルだからということではなくて、400メートルに再考したらどうですか。再考できないのですか。

○石山米男 議長 教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 学校現場のほうといろいろ協議しました。学校現場の先生方と協議した結果、まあ300メートルでもいいだろうということでありましたので、私のほうも、そういうふうに判断させていただきました。

以上です。

○石山米男 議長 30番田中議員。

○30番（田中敏雄議員） この後の統合中学校の問題も今ちょっとお話ししましたけれども、そこにおいてもやっぱり300メートルというふうな考え方になっていくんでしょうか。

○石山米男 議長 教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 先ほどもちょっとお話ししましたけれども、横手地区に関しては、小学校と、それから中学校併置されますので、これは400必要だということと検討させていただいております。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、委員会付託

○石山米男 議長 日程第10、議案第105号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○**築山富 教育総務部長** それでは、議案第105号工事請負契約の締結についてご説明申し上げたいと思います。

15ページをご覧いただきたいと思います。

議案第104号と同様の理由で、議会の議決をお願いするものであります。工事名は、西部地区中学校統合事業横手明峰中学校建築工事の電気設備工事でありまして、工事場所と契約の方法は議案第104号の建築本体工事と同様でございます。契約金額は3億975万円、契約の相手方は横手市旭川一丁目4番37号、羽後・桜沢・大成西部地区中学校統合事業横手明峰中学校建築工事特定建設工事共同企業体、代表者羽後電設工業株式会社横手営業所、取締役横手営業所長佐々木正義氏であります。

なお、指名業者数は市内JV3社、予定価格は3億1,290万円、落札率は98.99%となっております。本電気設備工事は、建築本体工事に付随した電気設備工事一式であります。工期につきましても、建築本体工事と同様で、24年2月24日までであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○**石山米男 議長** 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○**石山米男 議長** 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、委員会付託

○**石山米男 議長** 日程第11、議案第106号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○**築山富 教育総務部長** それでは、議案第106号の工事請負契約の締結についてご説明申し上げたいと思います。

16ページをご覧いただきたいと思います。

本案も議案第104号、105号と同様の理由で、議会の議決をお願いするものであります。工事名は、西部地区中学校統合事業横手明峰中学校建築工事の機械設備工事でありまして、工事場所及び契約の方法も前104号、105号の議案と同じで、契約金額は3億2,749万5,000円、契約の相手方は横手市雄物川町今宿字出向196番地、佐藤施設工業・ますだ機工・荒川施設工業西部地区中学校統合事業横手明峰中学校建築工事特定建設工事共同企業体、代表者は佐藤施設工業株式会社、代表取締役佐藤和博氏であります。

なお、指名業者数は同じく市内JV3社、予定価格は3億2,760万円、落札率は99.97%となっております。本機械設備工事に関しても、建築本体工事に付随した機械設備工事であります。工期につきましても、建築本体工事と同じく24年2月24日までであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○**石山米男 議長** 質疑ありませんか。29番高橋議員。

○29番（高橋勝義議員） 横手市入札契約規則によつての指名入札だと思います。で、さきの本体工事あるいは機械設備工事などについても、本体工事については4業者が入札、落札しております。あるいは機械、電気もそうなんですけれども、3業者、いわゆるほか2業者なんですけれども、あとは3業者の共同企業体が入札、落札している、こういう結果になっております。で、これは3業者あるいは4業者になれば評価点が高いのか、たまたま入札金額がほかの業者より下回っていたのか、その理由はどういふふうになっておりますか。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 J Vの会社の数によつて評価というのは、今回の入札に関しては関係ないという状況でございまして、今回は総合評価でございませんで、価格で決定したというような入札でございます。

○石山米男 議長 29番高橋議員。

○29番（高橋勝義議員） 言っていることはわかります。たまたまそれでは4業者あるいは3業者が、金額が少なかったという理由なんですか。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 今回のJ Vの参加の会社の数によつての価格の決定ではない、多分代表の会社が価格決定で入札すると、決定権を持つと思つたので、その方の入札額によつて今回は決定したというところで、入札額だけの今回は決定でございまして、金額以外の評価はございません。

以上でございます。

○石山米男 議長 29番高橋議員。

○29番（高橋勝義議員） たまたまJ Vの業者が4社であり、3社であり、この業者が落札しているんですよ。たまたまそうなつたんですかと聞いています。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 今回は、たまたまそうなつたということでございます。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

総務文教常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午後 1時12分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第104号～議案第106号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第12、議案第104号工事請負契約の締結についてより、日程第14、議案第106号工事請負契約の締結についてまでの3件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 総務文教常任委員長 今臨時会において総務文教常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第104号について主な質疑と答弁を申し上げますと、陸上競技場を300メートルトラックにした理由は、また、400メートルにできるのかの質疑に対し、当局より、中学校のグラウンドを使って大会が開催されることはなく、体育の授業と陸上のクラブ活動になる。学校の先生の目の届く範囲になると、400メートルでは広過ぎるという懸念があった。カーブの違いはあるが、中学校のスピードではそれほど変わらないと判断している。また、財政上の問題もあって、400は必要ないという判断をしたところである、との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号について主な質疑と答弁を申し上げますと、今回の入札の落札率が高いが、どのように考えるかとの質疑に対し、当局より、今回の契約に関しては3件とも落札率は高い率になっている。建築一式工事については土木工事と違って、平成22年度に入ってから平均落札率がこの工事も含めて98.63%ということで、建築自体については昨年あたりから落札率が高くなっているため、建築資材等への価格を考慮した応札ということで、このように落札率が上がってきているものと感じている、との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号について主な質疑と答弁を申し上げますと、バリアフリー対策と学校内の明かりについて、との質疑に対し、当局より、厳しい建築基準に合わせて設計しているので問題ないと思う。トイレも支障がないと思うし、点字ブロックや手すり、エレベーターも配置している。なお、今回プロポーザルをやるに当たって、コストパフォーマンスと学校としての環境のよさを視点としている。今回建設される場所は非常に景色のいい場所なので、その分についての環境も十分学校内部から取り入れられるような明るい教室になっているよう配慮されている。また、ガラス等についても複層ガラスを使って、寒くない配慮の設計をしている、との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします

す。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第104号工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第105号工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○石山米男 議長 これで平成22年第4回横手市議会8月臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 1時19分 閉会